

政治資金監査に関するQ & A

【令和7年12月18日改定】

目 次

I . 政治資金監査の目的	1
I-1 政治資金監査の範囲	
I-2 未払金等の取扱い	
I-3 支出の発見	
I-4 使途の妥当性の判断	
II . 登録政治資金監査人	3
II-1 会計責任者の職務を補佐していた者による政治資金監査	
II-2 会計業務を受託している者による政治資金監査	
II-3 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査	
II-4 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査	
II-5 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査	
II-6 確定申告を受託している税理士による政治資金監査	
II-7 政治団体の会員による政治資金監査	
II-8 政党助成法の監査意見書を作成した者による政治資金監査	
II-9 同一団体に繰り返し政治資金監査を行う場合	
II-10 政治資金監査報告書の提出義務と登録政治資金監査人	
II-11 登録政治資金監査人の守秘義務	
III . 国会議員関係政治団体	—
IV . 政治資金監査指針① 一般監査指針	8
IV-1 会計帳簿等に係る電磁的記録の保存の確認	
IV-2 複数団体に対する政治資金監査と所属党派	
IV-3 一の契約により複数団体に対して行う政治資金監査	
IV-4 対象団体以外の者との政治資金監査契約の締結	
IV-5 複数の登録政治資金監査人による政治資金監査	
IV-6 政治資金監査の作業の分割	
IV-7 政治資金監査報酬の指針	
IV-8 無償による政治資金監査	
IV-9 政治資金監査報酬の支払方法	
IV-10 会計責任者であった者による政治資金監査報酬の支払い	
IV-11 使用人等の資格	
IV-12 使用人等による領収書等の突合	

- IV-13 使用人の使用に係る業務委託契約
- IV-14 政治資金監査の実施に支障を来たす場合
- IV-15 政治資金監査契約書のひな形
- IV-16 法人による政治資金監査
- IV-17 政治資金監査契約書への印紙の貼付
- IV-18 政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付
- IV-19 政治資金監査報酬からの源泉徴収

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針…………… 14

【会計帳簿】

- V-1 補助簿・日計表の類の使用

【明細書】

- V-2 明細書
- V-3 明細書を提出する場合

【領収書等】

- V-4 国税領収証書
- V-5 自動車納税通知書兼領収証書
- V-6 公共料金等の請求書兼口座引落しの案内
- V-7 振込手数料の領収書等
- V-8 あて名のないレシート
- V-9 代金引換の領収書等
- V-10 職員名義契約の携帯電話の使用料に係る領収書等
- V-11 クーポン等の切り離し
- V-12 郵便振替受払通知票
- V-13 払込金受領証の取扱い
- V-14 請求書等
- V-15 政治団体が作成した経費支出伺書等
- V-16 政治団体による支出証明書
- V-17 無償提供に対して政治団体が交付した受領証
- V-18 クレジットカードの月次利用明細書
- V-19 「お品代」の但書き
- V-20 「請求書のとおり」の但書き
- V-21 発行者情報の無い領収書等
- V-22 印紙が貼付されていない領収書等
- V-23 支出の相手方から受領印を得た書面
- V-24 年の記載のない領収書等
- V-25 印字の読みとれなくなったレシート
- V-26 支出の目的の追記
- V-27 あて名の追記
- V-28 領収書等の改ざんの形跡
- V-29 複数支出への領収書等の一括発行

V-30 複数団体への領収書等の一括発行

【領収書等を徴し難かった支出の明細書】

V-31 お祭りの屋台等における領収書等の徴取

【振込明細書】

V-32 インターネットバンキングにおける振込明細書

V-33 郵便局の払込票兼受領証

V-34 振込明細書のない場合

V-35 振込明細書に係る支出目的書がない場合

V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書

V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合

【領収書等亡失等一覧表】

V-38 領収書等亡失等一覧表への会計責任者等の記名・押印

V-39 領収書等亡失等一覧表に記載された支出に係る請求書等

【残高確認書】

V-40 残高確認書の添付書類

【その他】

V-41 預金口座の確認

V-42 政治活動に関する支出

V-43 解散団体による政治資金監査報酬の計上

V-44 振込みの方法による支出について領収書等を徴取した場合

V-45 収納代行・代金引換における支出を受けた者

V-46 資金前渡し及び立替払いによる物品購入

V-47 領収書等に住所の記載がない場合

V-48 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法

V-49 海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法

V-50 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合

V-51 領収書等の写しの提出方法

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング・・・ 35

VI-1 ヒアリングにおける確認方法

VI-2 ヒアリング結果と監査調書

VI-3 人件費の取扱いの不備

VI-4 政治資金監査報酬の計上

VI-5 事務所の共同使用

VII. 政治資金監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

VII-1 連名による政治資金監査報告書

- VII-2 政治資金監査報告書への契印・割印
- VII-3 収入・支出の記載漏れ
- VII-4 主たる事務所以外の実施場所の記載方法
- VII-5 主たる事務所が閉鎖された場合
- VII-6 主たる事務所とそれ以外の場所の両方で実施した場合
- VII-7 指摘による修正の記載
- VII-8 意見の記述
- VII-9 記載例以外の事項の記載
- VII-10 収支報告書の写しの添付
- VII-11 政治資金監査報告書のオンライン提出
- VII-12 政治資金監査報告書の内容変更
- VII-13 令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

VIII. その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- VIII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等
- VIII-2 個別の指導・助言の取組の趣旨について

I. 政治資金監査の目的

I-1 政治資金監査の範囲

Q	政治資金監査は外形的・定型的な確認としつつも、関係法令上の問題点等かなり踏み込んだ内容も確認することとされており、政治資金監査においてどこまでの確認が求められているのかがよく分からない。
A	政治資金監査マニュアルには、会計責任者等に対するヒアリングの際、関係法令上の問題点等の確認を行うなど踏み込んだ内容のものが含まれていますが、これらの事項は政治資金監査の信頼性確保の観点から、関係書類の形式的なチェックに加えて会計責任者側に確認を求めたり、注意喚起をしたりしていただくためのものです。これらの事項が実際に関係法令に従っているかどうかなど支出の妥当性については、あくまでも国会議員関係政治団体側の責任により判断するものであって、外形的・定型的確認という政治資金監査の基本的性格から外れるものではないものと考えます。

I-2 未払金等の取扱い

Q	企業会計における未払金・未払費用については、政治資金監査上、どのように取り扱えばよいのか。
A	政治資金規正法上の支出は約束ベースのものは除かれており、会計帳簿や収支報告書に記載されていない未払金・未払費用については、政治資金監査の対象とはなりません。

I-3 支出の発見

Q	登録政治資金監査人は、会計帳簿や収支報告書に記載されておらず、さらに領収書等その他の保存対象書類も存在しないような外形的に確認できない支出についても、その支出を発見しなければならないのか。
A	お尋ねの場合の支出は、外形的に確認できませんので、政治資金監査において発見することまでは求められていません。

I-4 使途の妥当性の判断

Q 政治資金監査の結果、政治団体に係る支出とは判断できない支出が分類されている場合、どのように対処すればよいのか。外形的・定型的監査にとどまらず、使途の妥当性についても登録政治資金監査人が判断すべきではないか。

A 政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。

Ⅱ. 登録政治資金監査人

Ⅱ-1 会計責任者の職務を補佐していた者による政治資金監査

Q	年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者は、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことができるのか。
A	<p>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しませんが、政治資金監査報告書だけではなく、会計帳簿又は収支報告書に記載すべき事項の記載をせず又は虚偽の記載をした場合にも、法律で罰せられます。</p> <p>また、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであることと政治資金監査マニュアルに記載されておりますが、お尋ねの場合は、同一人であるため不適當です。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>

II-2 会計業務を受託している者による政治資金監査	
Q	国会議員関係政治団体の会計帳簿又は収支報告書の作成業務を受託している者が登録政治資金監査人である場合、この登録政治資金監査人は、当該団体の政治資金監査を行うことはできるのか。
A	<p>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しませんが、受託業務により会計帳簿又は収支報告書の記載をした者は「会計責任者の職務を補佐する者」（政治資金規正法第9条第1項、第12条第1項）に該当し、政治資金監査報告書だけではなく、会計帳簿又は収支報告書に記載すべき事項の記載をせず又は虚偽の記載をした場合にも、法律で罰せられます。</p> <p>また、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであることと政治資金監査マニュアルに記載されておりますが、お尋ねの場合は、同一人であるため不適當です。</p> <p>なお、国会議員関係政治団体が本件業務の対価として1万円を超える金額を支払った場合、その者の氏名（及び支出の目的等）は収支報告書において明らかとなり、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>

II-3 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査	
Q	登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。
A	<p>登録政治資金監査人又はその配偶者が公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>ただし、政治資金監査の対象となる収支報告書に係る年に当該候補者の出納責任者であった者については、当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>

Ⅱ-4 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査	
Q	特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。
A	<p>登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>

Ⅱ-5 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査	
Q	特定の国会議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。
A	<p>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合については、Ⅱ-4をご参照ください。</p>

II-6 確定申告を受託している税理士による政治資金監査	
Q	登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。
A	<p>登録政治資金監査人又はその配偶者が国会議員に係る公職の候補者の確定申告について受託していることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>

II-7 政治団体の会員による政治資金監査	
Q	国会議員関係政治団体の会員が当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできるのか。
A	単にその国会議員関係政治団体に入会して会費等を支払っているだけの会員や配偶者以外の親族等が政治資金規正法上の業務制限に該当しない場合には、登録政治資金監査人として当該団体の政治資金監査を行うことは差し支えありません。

II-8 政党助成法の監査意見書を作成した者による政治資金監査	
Q	政党支部に対して、政党助成法による監査意見書を作成した弁護士、公認会計士又は税理士が、登録政治資金監査人として、当該政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。
A	政党助成法による監査意見書を作成した弁護士、公認会計士又は税理士が、当該政党支部の役職員など政治資金規正法上の業務制限に該当しない場合には、登録政治資金監査人として当該団体の政治資金監査を行うことは差し支えありません。

II-9 同一団体に繰り返し政治資金監査を行う場合	
Q	登録政治資金監査人は、同一の国会議員関係政治団体に係る政治資金監査を、複数年度にわたり続けて行うことができるか。
A	登録政治資金監査人が同一の国会議員関係政治団体に係る政治資金監査を、複数年度にわたり続けて行うことについては、政治資金規正法上の業務制限には該当しません。

II-10 政治資金監査報告書の提出義務と登録政治資金監査人	
Q	国会議員関係政治団体側の体制の不備等により政治資金監査が実施できなかつたため、結果として政治資金監査報告書の提出ができなかつた場合には、登録政治資金監査人は何らかの責任を負うのか。
A	国会議員関係政治団体の会計責任者が収支報告書の提出に併せて、政治資金監査報告書の提出義務を負うものであり、登録政治資金監査人が責任を負うものではありません。

II-11 登録政治資金監査人の守秘義務	
Q	政治資金監査を行った国会議員関係政治団体について、国会議員関係政治団体の関係者以外の者から登録政治資金監査人に対して問合せがあった場合、どのように対応すべきか。
A	<p>登録政治資金監査人には、政治資金規正法において守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。政治資金監査の業務を通じて知り得た事実は、公知の事実を除いて、基本的に守秘義務の対象となり得ると考えられます。</p> <p>お尋ねの場合には、問合せの内容が公知の事実である場合や、開示することについて関係者の同意があるなど正当な理由がある場合でなければ、開示すべきではありません。</p>

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

IV-1 会計帳簿等に係る電磁的記録の保存の確認

Q	政治資金監査において、会計帳簿等が保存されているかを確認する場合は、書面ではなく、当該書面に係る電磁的記録を確認しても差し支えないのか。
A	政治資金規正法上、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書の保存は、書面により行わなければなりません（政治資金規正法第32条の3）。 政治資金監査においては、保存対象となる上記の会計帳簿等について、一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合することとされています。 したがって、書面の現物が保存されているかを確認する必要があります。

IV-2 複数団体に対する政治資金監査と所属党派

Q	複数の国会議員関係政治団体について政治資金監査を行う場合、それぞれの国会議員関係政治団体に関係する国会議員に係る公職の候補者は、全て同一の政党に所属する者でなければならないのか。
A	同一の政党に所属する者である必要はありません。

IV-3 一の契約により複数団体に対して行う政治資金監査

Q	複数の国会議員関係政治団体と同一の契約書により政治資金監査契約を締結することは差し支えないか。
A	差し支えありません。 ただし、政治資金監査報酬については、それぞれの団体が自らの政治資金監査に要した額を、会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。

IV-4 対象団体以外の者との政治資金監査契約の締結

Q	政治資金監査の実施に関する契約を、例えば政党の都道府県連など国会議員関係政治団体以外の者との間で締結することはできるか。
A	法令上、政治資金監査に関する契約の形態や内容については特に定めがありませんので、国会議員関係政治団体以外の第三者が契約当事者となることも差し支えありません。 なお、政治資金監査マニュアルにおいては、国会議員関係政治団体が契約の当事者として想定されていますが、代表的な契約の形態や内容を参考として提示しているものであり、これ以外の契約が認められないものではありません。

IV-5 複数の登録政治資金監査人による政治資金監査

Q	政治資金監査の作業量が膨大になる場合などに、複数の登録政治資金監査人が連名で契約を締結し、政治資金監査を行うことはできるのか。
A	差し支えありません。

IV-6 政治資金監査の作業の分割

Q	登録政治資金監査人及び会計責任者の判断により、四半期単位あるいは月単位で、政治資金監査の作業を分割することは差し支えないか。
A	政治資金監査の対象期間は、年の途中での政治団体の設立や解散がない限り、1月1日から12月31日までであり、政治資金監査は対象期間が終了してから行うこととなります。しかし、年の当初に業務が集中するのを防ぐためなどの理由により、登録政治資金監査人と会計責任者の協議により、あらかじめ一定の期間ごとに、会計帳簿と領収書等を突合するなど、政治資金監査に向けた事前準備を行うことは差し支えありません。

IV-7 政治資金監査報酬の指針

Q	政治資金監査報酬に関しての指針は示されないのか。
A	政治資金適正化委員会において、政治資金監査報酬の指針や基準等を示すことはしていません。

IV-8 無償による政治資金監査

Q	政治資金監査を無償で請け負うことは可能か。
A	政治資金監査を無償で請け負うことも可能ですが、本来支払うべき報酬相当分は寄附として会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。

IV-9 政治資金監査報酬の支払方法

Q	政治資金監査報酬の支払いを振込みにより受ける場合、その振込先は登録政治資金監査人の個人口座でなければならないのか。
A	政治資金監査報酬の支払先に関する定めはありませんが、会計帳簿や収支報告書においては、政治資金監査報酬については、支出を受けた者として登録政治資金監査人が記載されることとなりますので、そのことが振込明細書上も明らかとなるよう、登録政治資金監査人の個人口座で支払いを受けることが適当です。

IV-10 会計責任者であった者による政治資金監査報酬の支払い

Q	政治団体の解散後に、会計責任者であった者は、解散した国会議員関係政治団体の政治資金監査報酬を支払うことができるのか。
A	政治資金監査契約は、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであることから、解散した国会議員関係政治団体の会計責任者であった者が、政治資金監査報酬を支払う契約を締結しても差し支えありません。 したがって、政治団体の解散後に、会計責任者であった者が、政治資金監査報酬を支払っても差し支えありません。

IV-11 使用人等の資格

Q	登録政治資金監査人の使用人その他の従業者についても、登録政治資金監査人の資格を要するのか。また、使用人名等の届出は必要になるのか。
A	「使用人その他の従業者」とは、登録政治資金監査人の指揮・監督の下、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではありません。また、政治資金監査に当たって、使用人名等の届出は必要ありませんが、政治資金監査契約書等において、使用人等の氏名、地位、資格等を国会議員関係政治団体に対して明らかにしておくことが望ましいものと考えます。

IV-12 使用人等による領収書等の突合

Q	会計責任者等に対するヒアリングは、登録政治資金監査人が行わなければならないとあるが、領収書等の突合作業は、使用人等が行ってもよいのか。
A	領収書等の突合作業は、使用人等が行っても差し支えありません。

IV-13 使用人の使用に係る業務委託契約

Q	登録政治資金監査人が使用人等として税理士法人の社員を使用するに当たり、登録政治資金監査人が税理士法人と業務委託契約を締結することは可能か。
A	税理士法人の社員を使用人等として使用するという内容の業務委託契約を税理士法人との間に締結することは差し支えありません。

IV-14 政治資金監査の実施に支障を来たす場合

Q	国会議員関係政治団体側が誠実に対応しない場合など、政治資金監査の実施に支障を来すような事態に直面した場合にはどのように対応すべきか。
A	政治資金監査契約の締結に当たって、あらかじめ契約の解除の条件として合意しておくなどの対応が考えられます。

IV-15 政治資金監査契約書のひな形

Q	政治資金監査契約締結に当たっての留意事項が示されているが、政治資金適正化委員会において政治資金監査契約書のひな形を作成しないのか。
A	政治資金適正化委員会において、政治資金監査契約書のひな形を示す予定はありません。

IV-16 法人による政治資金監査

Q	個人ではなく、法人（弁護士法人、監査法人又は税理士法人）として政治資金監査を行うことはできるのか。
A	登録政治資金監査人は個人としての資格でなるものであり、法人として政治資金監査を行うことはできません。

IV-17 政治資金監査契約書への印紙の貼付

Q	政治資金監査契約書には、収入印紙の貼付が必要か。
A	政治資金監査契約書は、請負に関する契約書であるため、印紙税法第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる区分により、印紙税が課せられることとなり、契約額に応じた収入印紙の貼付が必要です。

IV-18 政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付

Q	登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等には、収入印紙の貼付が必要か。
A	登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当しますので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はありません。 このQ & Aについては、国税庁の文書回答制度に基づく照会を行い、回答を受けています（照会及び回答については、「国税庁ホームページ登録政治資金監査人が作成する「受取書」に係る印紙税法上の取扱いについて」をご参照ください。）。

IV-19 政治資金監査報酬からの源泉徴収

Q	政治団体が登録政治資金監査人に対して政治資金監査報酬を支払う場合、政治団体は、政治資金監査報酬について所得税を源泉徴収しなければならないのか。
A	政治資金監査報酬は所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収しなければなりません。

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

【会計帳簿】

V-1 補助簿・日計表の類の使用	
Q	会計帳簿の記載に当たって、補助簿、日計表の類を使用する場合には、個々の支出の内訳については、補助簿や日計表のみに記載することとして差し支えないか。
A	<p>会計帳簿については、補助簿、日計表の類を使用することも認められており、この場合、これら会計帳簿として作成した書類を通じて、全ての支出について、会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日）が記載されていれば、差し支えありません。</p> <p>なお、この場合、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成する保存対象書類の一覧表に、補助簿、日計表の類も記載することになります。</p>

【明細書】

V-2 明細書	
Q	政治資金規正法上の明細書とは、どのようなものか。
A	<p>明細書とは、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が、支出をした日から7日以内に会計責任者に提出しなければならないこととされているもので、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載したものをいいます。</p> <p>例えば、第三者が政治団体の代表者又は会計責任者と相談し、あるいはこの要請に応じて、自らの支弁をもって当該政治団体のために支出した場合などに明細書を提出することとなり、この場合、会計帳簿の支出簿には明細書に基づく記載がなされ、収入簿には支出簿に記載された金額相当分を第三者からの寄附として記載することとなります。</p>

V-3 明細書を提出する場合	
Q	政治資金規正法第10条第1項に基づき「明細書」を会計責任者に提出しなければならない場合とは、具体的にはどのような場合か。
A	具体的には、例えば、政治団体乙が政治団体甲から甲のパンフレットの配布を依頼され、その費用（切手代等）を負担した場合に、乙は「政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者」に該当し、当該費用についての明細書を甲の会計責任者に提出しなければならないが、甲は乙から提出された明細書に基づき、当該費用について会計帳簿や収支報告書に記載し、また、乙は明細書に記載した金額を甲への寄附として記載することとなります。

【領収書等】

V-4 国税領収証書	
Q	国税領収証書は、領収書等として認められるか。
A	政治資金規正法上の領収書等に該当します。

V-5 自動車納税通知書兼領収証書	
Q	自動車税納税通知書兼領収証書は、領収書等として認められるか。
A	政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、領収証書と一緒に交付される自動車検査用の「自動車税納税証明書」は、支出の金額が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等には該当しません。

V-6 公共料金等の請求書兼口座引落しの案内	
Q	公共料金等の請求書兼口座引落しの案内は、領収書等として認められるか。また、パソコン上で確認する形式のものはどうか。
A	公共料金等で翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されている場合、口座引落しの案内については、政治資金規正法上の領収書等に該当します。また、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって政治資金規正法上の領収書等として取り扱うことで差し支えありません。

V-7 振込手数料の領収書等	
Q	振込明細書は振込手数料の領収書等に該当するのか。
A	政治資金規正法上の領収書等に該当します。

V-8 あて名のないレシート	
Q	デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。
A	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、法の規定上、あて名の記載までは求められていませんが、政治資金監査においては、国会議員関係政治団体においてあて名を備えた領収書等の徴取が徹底されれば政治資金に関する収支報告の適正の確保に資すること等から、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、あて名の確認等が求められています。</p> <p>このほか、領収書等については法令に基づきその写しが公表される場合があることにもご留意ください。</p>

V-9 代金引換の領収書等	
Q	運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。
A	運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。

V-10 職員名義契約の携帯電話の使用料に係る領収書等	
Q	国会議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきか。
A	<p>政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けたときは、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国会議員関係政治団体の領収書等として保存すべきです。</p> <p>なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国会議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えます。</p>

V-11 クーポン等の切り離し	
Q	レシートの下部に印刷されている商品の宣伝や割引クーポンは切り離されていても、政治資金監査上、差し支えないか。
A	レシートの下部に印刷されている商品の宣伝や割引クーポンは、支出の内容に関係のない部分であり、支出を証すべき書面であるレシート本体から切り離されていても、政治資金監査上、差し支えありません。

V-12 郵便振替受払通知票	
Q	貯金事務センターが発行する振替受払通知票は、振替口座利用手数料の領収書等として認められるか。
A	政治資金規正法上の領収書等に該当します。

V-13 払込金受領証の取扱い

Q 公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関やコンビニエンスストアが発行する書面は、どのように取扱えばよいか。

A 公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになります。

支出の目的、金額、年月日が全て記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになります。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。

一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があります。その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。

①金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。

この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになります。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証等の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。

②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、政治資金規正法上の振込明細書にも該当しません。

コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられます。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。

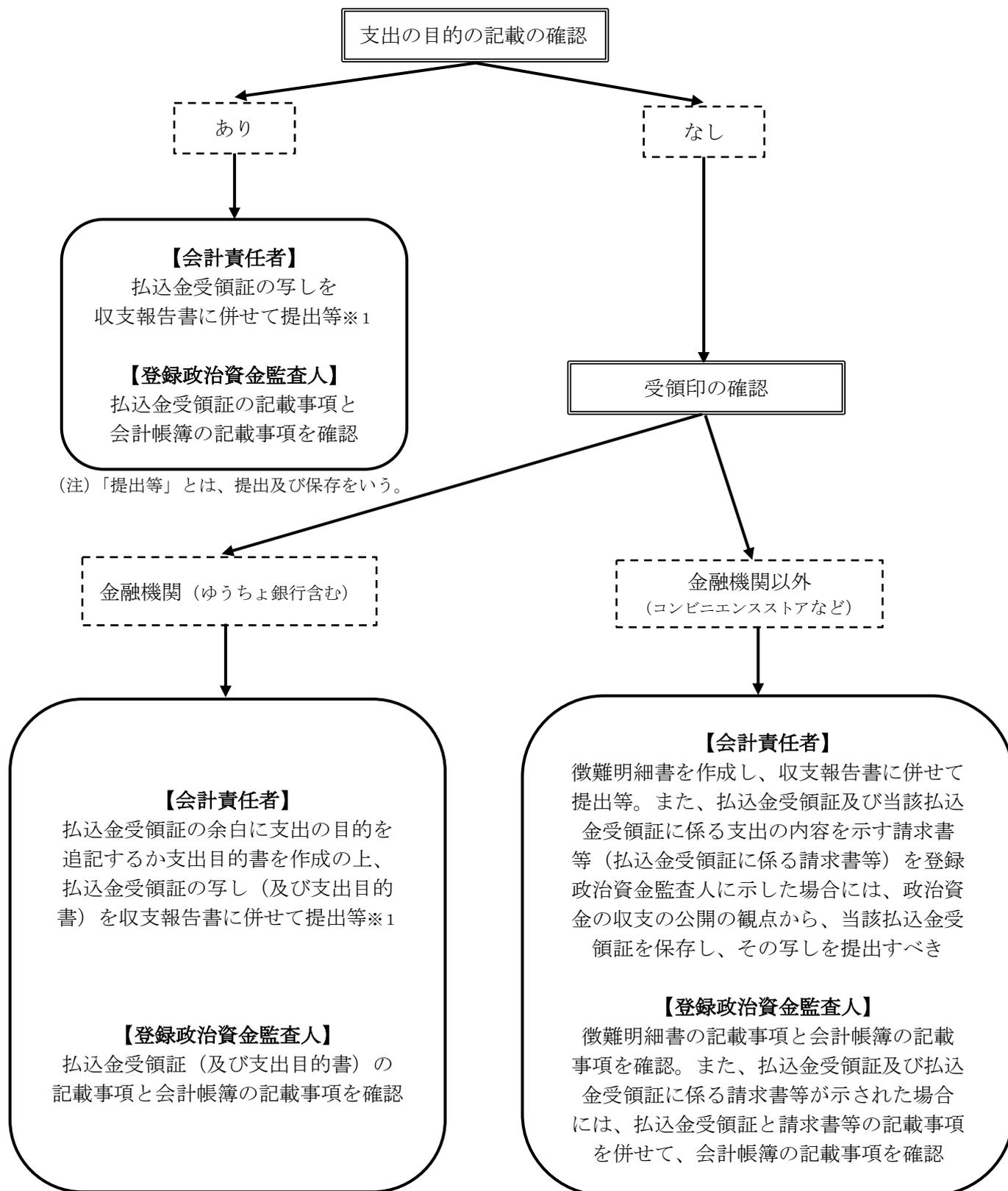
なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の

記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになります。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきです。

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなりますので、ご確認ください。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



※1 領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。

V-14 請求書等	
Q	見積書・利用代金明細書・請求書・納品書等は、領収書等として認められるか。
A	いずれも支出を受けたことを証する書面ではなく、政治資金規正法上の領収書等に該当しません。 ただし、支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項に欠ける領収書等がある場合で、当該支出の内容を示す見積書・請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示されたときは、領収書等の記載事項を補足するものとして、会計帳簿との突合に利用できます。

V-15 政治団体が作成した経費支出伺書等	
Q	経費支出伺書・出金伝票・精算伝票は、領収書等として認められるか。
A	いずれも政治団体の内部書類であり、支出を受けたことを証する書面ではなく、政治資金規正法上の領収書等に該当しません。

V-16 政治団体による支出証明書	
Q	国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、領収書等の代わりとすることができるか。
A	国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、支出を行った者が作成した書類であり、政治資金規正法上の領収書等の代わりとすることはできません。

V-17 無償提供に対して政治団体が交付した受領証	
Q	国会議員関係政治団体が物品の無償提供を受けた場合、会計帳簿や収支報告書には、当該無償提供の時価相当分を寄附として収入に計上し、経理上の処理として、同額を支出に計上することになるが、国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、領収書等の代わりとすることはできるか。
A	国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、会計帳簿上の支出を受けた者が作成した書類ではなく、政治資金規正法上の領収書等の代わりとすることはできません。 なお、無償提供を受けた場合の経理上の処理としての支出は、金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴し難い事情と認められます。

V-18 クレジットカードの月次利用明細書	
Q	クレジットカードの月次利用明細書は、領収書等として認められるか。
A	クレジットカードの月次利用明細書は、口座振替予定額の通知であり、政治資金規正法上の領収書等に該当しません。

V-19 「お品代」の但書き	
Q	領収書等の但書きとして「お品代」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。
A	<p>会計帳簿に記載された支出の目的と領収書等の「お品代」の記載とが整合性が取れていると判断されるものについては、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。</p> <p>なお、収支報告の透明性の観点からは、支出の目的はできる限り分かりやすく、具体的に記載されていることが望ましいものと考えます。</p>

V-20 「請求書のとおり」の但書き	
Q	領収書等の但書きとして「請求書のとおり」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。
A	<p>「請求書のとおり」という記載のみでは支出の目的が記載されているとはいえませんが、請求書が領収書等と一体のものとして保存されており、支出の目的を請求書により確認することができるものであれば、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。</p>

V-21 発行者情報の無い領収書等	
Q	発行者情報が記載されていない書面は、領収書等として認められるか。
A	<p>支出を受けた者の氏名、住所、連絡先、印等の発行者情報がない場合であっても、事実上又は社会通念上支出を受けた者が発行した書面であると客観的に判断される場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、あて名や当該領収書等が真正なものであることについての確認を会計責任者等に求めることとなります。</p>

V-22 印紙が貼付されていない領収書等	
Q	領収書等に支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載があれば、印紙税法上貼付が必要とされる収入印紙を備えていないものであっても、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。
A	政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、これらの事項が記載されていれば、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、収入印紙の貼付漏れを発見した場合には、会計責任者等に対するヒアリングにおいて指摘することも想定されます。

V-23 支出の相手方から受領印を得た書面	
Q	政治団体が作成した以下の書面に支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日が記載され、受領者の印が押してある場合、領収書等として認められるか。 ・人件費の出金伝票 ・事務所の賃料にかかる判取帳（各月ごとに支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日を記載） ※判取帳（判取り帳）：金品の受け渡しの際にその授受のあかしとして証印を受ける帳面のこと。
A	いずれの場合でも支出の相手方から徴した書面と認められる場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、お尋ねの場合、当該人件費又は賃料の受領者が受領した証として印を押したと認められるときは、当該支出の相手方から徴した書面として取り扱って差し支えありません。

V-24 年の記載のない領収書等	
Q	新聞の集配員から交付された領収書等に、支出の年月日として「〇月〇日（年については、記載されていない。）」、支出の目的として「〇年〇月分新聞代として」と記載されている場合、当該領収書等は政治資金規正法上の領収書等と認められるか（なお支出の金額は記載されている。）。政治資金規正法上の領収書等と認められない場合は、政治資金監査上どのように取扱えばいいか。
A	政治資金規正法上の領収書等には、支出の年月日が記載されている必要があり、支出の年月日として「月日のみ」が記載されている領収書等は、政治資金規正法上の領収書等には該当しないことから、登録政治資金監査人は、その旨を会計責任者に指摘することとなります。 ただし、お尋ねの場合にあっては、支出の目的に記載された内容から支出の年月日が確認できますので、領収書等亡失等一覧表に記載する必要はありません。

V-25 印字の読みとれなくなったレシート	
Q	印字が読み取れなくなってしまったレシートについては、どのように取り扱ったらよいか。
A	印字が読み取れないレシートでは支出の目的、金額や年月日を確認することができませんので、領収書等亡失等一覧表に記載する取扱いとなります。

V-26 支出の目的の追記	
Q	領収書等に支出の目的が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいか。
A	領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、支出の目的についても発行者において記載すべきであり、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、会計責任者等において発行者に対し記載の追加や再発行を要請することが適当です。

V-27 あて名の追記	
Q	領収書等にあて名が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。
A	領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、あて名についても発行者において記載すべきであることから、発行者から追記の要請がある場合を除き、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、今後、当該国会議員関係政治団体の正式名称を発行者において記載してもらうよう助言することが適当です。

V-28 領収書等の改ざんの形跡	
Q	明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合は、政治資金監査上、どのように取り扱えばよいのか。
A	政治資金監査は、外形的・定型的に行われるものであり、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていません。そのような中で、明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合は、政治資金監査の信頼性を確保する観点から、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認することとなります。

V-29 複数支出への領収書等の一括発行	
Q	1枚の領収書等が、支出の目的が異なる複数の支出に対して一括して発行されたものである場合、どのように取り扱えばよいのか。
A	1枚の領収書等に係る支出であっても、それが支出の目的が異なる複数の支出から構成されているのであれば、支出の目的ごとに分類して会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。 この場合、領収書等に記載された金額と会計帳簿や収支報告書に記載された金額とが一致しませんので、例えば、支出の目的ごとの内訳を領収書等に付記するなどし、必要枚数複写しておくなどの対応が考えられます。

V-30 複数団体への領収書等の一括発行	
Q	1枚の領収書等が、国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出に対して一括して発行されたものである場合、どのように取り扱えばよいのか。
A	<p>1枚の領収書等に係る支出であっても、それが国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出とから構成されているのであれば、国会議員関係政治団体に係る支出を抽出して会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。</p> <p>この場合、領収書等に記載された金額と会計帳簿や収支報告書に記載された金額とが一致しませんので、例えば、国会議員関係政治団体に係る支出の内訳を領収書等に付記しておくなどの対応が考えられます。</p>

【領収書等を徴し難かった支出の明細書】

V-31 お祭りの屋台等における領収書等の徴取	
Q	お祭りの屋台や移動型の軽食店など定型の領収書等の用紙を備えていないお店から物品を購入した場合、当該支出については、領収書等を徴し難い事情があると認められるのか。
A	<p>購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。したがって、購入店に定型の領収書等の用紙を備えていないことのみをもって、領収書等を徴し難い事情があるとは認められません。</p>

【振込明細書】

V-32 インターネットバンキングにおける振込明細書	
Q	インターネットバンキングを利用して、振込みをした場合、振込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面は、振込明細書と認められるのか。
A	<p>お尋ねの書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。</p> <p>ただし、受付日と口座引落日が異なるいわゆる指定日振込みについては、確かに口座引落日されたかどうか明らかではないため、政治資金規正法上の振込明細書には該当しません。</p>

V-33 郵便局の払込票兼受領証	
Q	郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。
A	<p>払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合（会計責任者が当該書面の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。</p> <p>払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、政治資金規正法上の振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。</p>

V-34 振込明細書のない場合	
Q	振込みの方法により支出をした場合に、当該支出に係る振込明細書がない場合、政治資金監査上、このことを指摘する必要があるのか。
A	<p>振込みの方法により支出をした場合であって、振込明細書がなく、領収書等も発行されないときは、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成し、領収書等に代えることができます。</p> <p>したがって、お尋ねの場合についても、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成しているときは、振込明細書がないことを指摘する必要はありません。</p>

V-35 振込明細書に係る支出目的書がない場合	
Q	振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書により支出の目的を確認することとされているが、請求書や契約書等により支出の目的を確認することとしても差し支えないか。
A	<p>政治資金規正法上、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。</p> <p>振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）には、改めて支出目的書の作成を求める必要はなく、支出の目的を確認できたこととなります。</p> <p>振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該振込明細書に係る支出目的書の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。</p>

V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書	
Q	振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないか。
A	振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しを提出することで、振込明細書の写しと当該振込明細書に係る支出目的書を提出したこととなります。したがって、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。

V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合	
Q	支出の目的が記載されていない振込明細書に会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として認められるか。
A	政治団体の会計責任者が振込明細書の余白に「支出の目的」を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として、政治資金規正法施行規則上認められます。

【領収書等亡失等一覧表】

V-38 領収書等亡失等一覧表への会計責任者等の記名・押印	
Q	領収書等亡失等一覧表には、会計責任者等の記名や押印は必要か。
A	領収書等亡失等一覧表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものであるとされており、国会議員関係政治団体の会計責任者等の記名や押印は求められていません。

V-39 領収書等亡失等一覧表に記載された支出に係る請求書等	
Q	領収書等亡失等一覧表に記載された支出については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めることとされているが、さらに請求書や契約書等により確認することはできるのか。
A	領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した支出を明らかにするためのものであるため、領収書等を亡失等した支出であれば、請求書や契約書等により確認できたかどうかにかかわらず、領収書等亡失等一覧表に記載されることとなりますので、政治資金監査においては、請求書や契約書等により確認することまでは求められていません。

【残高確認書】

V-40 残高確認書の添付書類	
Q	預貯金口座に政治資金監査を行った国会議員関係政治団体以外の者が有する金銭があわせて保管されている場合、当該国会議員関係政治団体は残高確認書の添付書類である残高証明書等についてどのように対応することになるか。
A	<p>総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」において、以下のとおり示されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q 2 預貯金口座に当該国会議員関係政治団体以外の者が有する金銭があわせて保管されている場合、残高証明書等はどのように対応すればいいですか。</p> <p>A 2 残高証明書等に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内数及びそれが当該団体の残高の額である旨 ・ 会計責任者の記名押印又は署名 <p>を付記する方法が考えられます。</p> <p>ただし、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額と一致することを正確に確認できるようにする観点から、国会議員関係政治団体が有する金銭を保管する預貯金口座については、当該団体以外の者が有する金銭を含めずに管理することが適切と考えられます。</p> </div>

【その他】

V-41 預金口座の確認	
Q	政治資金監査において、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認しなければならないか。
A	政治資金監査においては、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものであるため、当該支出がどの預金口座から支出されているかまで確認することは求められていません。

V-42 政治活動に関する支出	
Q	領収書等を確認した結果、政治活動に関する支出とは判断できない場合、どのように対処すればよいのか。
A	<p>政治資金監査は、外形的・定型的な監査であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。政治活動に関する支出であるか否かについては、国会議員関係政治団体が判断することが基本です。</p> <p>なお、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、あて名や当該領収書等が真正なものであることについての確認を会計責任者等に求めることとなります。</p>

V-43 解散団体による政治資金監査報酬の計上	
Q	解散した国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか。
A	<p>解散した国会議員関係政治団体が政治資金監査報酬を解散前に前払いした場合は、当該報酬が収支報告書に記載されますが、報酬を政治団体の解散後に支払う場合は、解散した日現在の収支が記載される収支報告書には記載されません。</p> <p>したがって、解散した国会議員関係政治団体の収支報告書に、必ずしも政治資金監査報酬が記載されている必要はありません。</p>

V-44 振込みの方法による支出について領収書等を徴取した場合	
Q	政治団体が振込みの方法により支払い、銀行からの振込明細書とは別に支出の相手方から領収書等を徴取した場合で、振込明細書に記載された支出の年月日（振込み時点）と支出の相手方が発行した領収書等に記載された支出の年月日（受領時点）とが異なるときは、会計帳簿や収支報告書には支出の年月日としていずれの時点が記載されているべきか。
A	支出の相手方から領収書等を徴取した場合には、領収書等を徴し難い事情があったときには該当しないため、振込明細書ではなく領収書等に記載された日付を、会計帳簿や収支報告書における支出の年月日として記載することとなります。

V-45 収納代行・代金引換における支出を受けた者	
Q	コンビニエンスストアの収納代行や運送会社の代金引換の場合、支出を受けた者はどのようになるのか。
A	支出を受けた者としては、決済を仲介しているコンビニエンスストアや運送会社ではなく、支出に係る物品やサービスを購入した相手方を記載することとなります。

V-46 資金前渡し及び立替払いによる物品購入	
Q	政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合や、事務職員が立替払いで物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。
A	<p>お尋ねの場合は、資金前渡し及び物品購入相当分の精算のいずれも、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、支出を受けた者は、事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は、物品購入時点を記載することとなります。</p>

V-47 領収書等に住所の記載がない場合	
Q	町内会の会費を支払った際に徴した領収書等に、当該町内会の住所が記載されていない場合、会計帳簿の備考欄や収支報告書の「支出を受けた者の住所」欄は、どのように記載することになるのか。
A	お尋ねの場合、町内会の役員に尋ねたり、その規約を確認するなど、可能な範囲で調査の上、会計帳簿や収支報告書への住所の記載に努めることが求められます。

V-48 所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法	
Q	政治団体が職員に給与等を支払う際には、政治団体は、所得税や社会保険料等を徴収して国等に納付することとされているが、当該所得税等について、会計帳簿にはどのように記載すべきか。
A	<p>政治団体の判断により、以下の方法等により各政治団体の実態に即した形で記載することとなります。</p> <p>① 給与等の支払日に、所得税等を控除した実支給額を職員に支出した旨記載し、国等への納付日に、所得税等を支出した旨を記載する。</p> <p>② 給与等の支払日に、所得税等を含めた総支給額を職員に支出した旨を記載する。</p>

V-49 海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法	
Q	政治団体が海外でクレジットカードを利用した場合、政治団体は、収支報告書等にはどのように記載すべきか。
A	<p>政治団体の判断により、以下の方法等により記載することが考えられます。</p> <p>① 物品やサービス等を購入した時点での記載については、当該支出相当分を支出に計上する（金額欄には、カード会社に支払った金額を計上する）とともに、収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として支出と同額を計上する。</p> <p>カード会社に支払った時点の記載については、カード会社に支払った分を支出に計上する。</p> <p>なお、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨及びカード会社に支払った時点において適用された為替相場（「1ドル＝〇〇円で換算」等）を記載することが望ましい。</p> <p>② 簡易な記載方法（「政治資金監査に関する研修テキスト」P88 Q4参照）によるときは、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出の内訳を記載する（金額欄には、カード会社に支払った金額を計上する）。</p> <p>実際の現金の流れを補足するため、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨、カード会社に支払った年月日、カード会社名及びカード会社に支払った時点において適用された為替相場（「1ドル＝〇〇円で換算」等）を記載することが望ましい。</p> <p>いずれにしても、基本的に現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにする、という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法を取ることも差し支えありません。</p>

V-50 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合	
Q	政治団体の事務職員が、QRコード決済等のコード決済を利用した立替払いにより物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合、収支報告書等の記載方法や領収書等の取扱いはどのようなになるのか。
A	<p>お尋ねの場合は、立替払いによる物品購入（V-46 参照）であり、物品購入相当分の精算は政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。したがって、支出を受けた者は事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は物品購入時点を記載することとなります。</p> <p>また、コード決済を利用した立替払いにより物品を購入した際に、事務職員が徴した領収書等を、当該物品購入に係る政治団体の支出に対応する領収書等として取り扱って差し支えありません。</p> <p>※ コード決済は、現状個人に紐付いた支払い手段として一般的には想定されているため、事務職員個人がコード決済により立替払いを行った場合についてお示ししています。なお、政治団体がコード決済を利用する場合は、総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」P148～P154 に準じて記載することが考えられます。</p>

V-51 領収書等の写しの提出方法	
Q	収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しの提出方法について、1枚の紙に複数の領収書等の写しを複写し、提出することとしても差し支えないか。
A	<p>差し支えありません。</p> <p>なお、収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、政治資金規正法施行規則により、収支報告書の支出の項目ごとに分類して提出しなければならないとされています。</p>

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

VI-1 ヒアリングにおける確認方法

Q	会計責任者等に対するヒアリングにおいて、確認を求める場合、必ず書面で行わなければならないのか。また、確認にあたり、証拠書類を提出させる必要があるのか。
A	会計責任者等に対するヒアリングにおいて、確認を求める場合、口頭による確認でも差し支えありません。 また、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者等の説明に基づき、支出及び翌年への繰越しの状況を確認するため、ヒアリングの確認において、証拠書類を提出させることまでは、求められていません。

VI-2 ヒアリング結果と監査調書

Q	会計責任者等に対するヒアリングの結果を監査調書に残す必要はないのか。また、監査調書はどのように作成してもよいのか。監査調書の様式等についての検討予定はあるか。
A	政治資金監査マニュアルにおいては、監査調書の作成は求めていません。なお、必要に応じて作成することは差し支えありません。

VI-3 人件費の取扱いの不備

Q	政治団体の人件費について、所得税や社会保険料等の徴収、納付手続等がなされていない場合は、登録政治資金監査人は指摘しなければならないのか。
A	所得税や社会保険料等の徴収、納付手続等のような政治資金規正法とは別の法令により義務付けられた手続については、政治資金規正法上の監査事項とはされておらず、政治資金監査において必ず確認しなければならない事項ではありません。なお、このような関係法令上の問題点等を発見した場合に、ヒアリングにおいて政治団体に対して指摘することは差し支えありません。

VI-4 政治資金監査報酬の計上

Q	国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか。
A	<p>国会議員関係政治団体に係る収支報告書には、人件費を除く1件1万円を超える全ての支出を記載することとなっていますので、政治資金監査報酬も1万円を超える場合は、収支報告書に記載する必要があります。</p> <p>政治資金監査においては、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えありません。</p>

VI-5 事務所の共同使用

Q	政治団体甲と政治団体乙が事務所（家主丙）を共同で使用しており、甲が乙の負担額も併せて丙に支出し、乙はその負担額を甲に支出することで、丙に支払う事務所の共同使用に係る経常経費をあん分して負担している。このような場合においては、政治資金監査上、どのような点に留意すべきか。
A	<p>経常経費をあん分した場合に、どのような支出手続によるかは、政治団体が判断するものであり、政治資金監査は、その記載が支出手続に応じたものとなっているかについて外形的・定型的に行うことで足りるものです。</p> <p>したがって、この場合であれば、甲の支出を受けた者は丙と記載され、乙の支出を受けた者は甲と記載されることとなり、当該支出に係る領収書等により支出を受けた者の確認を行うこととなります。</p>

VII. 政治資金監査報告書

VII-1 連名による政治資金監査報告書

Q	複数の登録政治資金監査人で政治資金監査を行った場合は、連名で政治資金監査報告書を作成することはできるのか。
A	差し支えありません。

VII-2 政治資金監査報告書への契印・割印

Q	政治資金監査報告書が複数枚になる場合、1つの文書であることを証明するために、契印又は割印を押す必要はあるか。
A	政治資金監査報告書には、契印又は割印を押さなくても差し支えありません。

VII-3 収入・支出の記載漏れ

Q	会計責任者等に対するヒアリングの過程で収入の記載漏れが発見され、その収入に対する支出についても記載漏れがあり、会計責任者は収支報告書を訂正しなかった場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。
A	収支報告書に支出の記載漏れがあり、会計責任者に指摘したにもかかわらず、収支報告書を訂正しなかった場合、政治資金監査マニュアルの「VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例(3)」の「2 監査の結果」を参考に、法定の監査事項を確認できなかったものとして、別記にその旨を記載することが考えられます。

VII-4 主たる事務所以外の実施場所の記載方法

Q	国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、政治資金監査報告書にどのように記載すればよいのか。
A	<p>主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定されます。したがって、主たる事務所以外で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「政治資金監査に関する具体的な指針 VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例（1）政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合（※2）」の（例）のように、主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要（4）」に記載します。</p> <p>○「政治資金監査に関する具体的な指針 VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例（1）政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合（※2）」の（例）抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 監査の概要 （1）～（3）略 （4）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。</p> </div> <p>※ 上記（例）は、作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合の例</p>

VII-5 主たる事務所が閉鎖された場合

Q	政治資金監査の対象となった政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖したような場合には、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するか。
A	政治資金監査を実施する時点においてお尋ねのような状況にあり、主たる事務所であった場所で政治資金監査が実施できない場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するものとして差し支えありません。

VII-6 主たる事務所とそれ以外の場所の両方で実施した場合	
Q	政治資金監査を国会議員関係政治団体の主たる事務所と主たる事務所以外の場所で実施した場合、政治資金監査報告書の「1 監査の概要」(4) 政治資金監査の実施場所については、どのように記載すべきか。
A	<p>お尋ねの場合、国会議員関係政治団体の主たる事務所においても政治資金監査を実施しており、当該政治資金監査は、「国会議員関係政治団体の活動実体を踏まえて経常経費を確認すること」という原則を担保しております。</p> <p>したがって、政治資金監査報告書記載例のとおり記載すれば差し支えなく、主たる事務所以外の実施場所についてまで、政治資金監査報告書に記載する必要はありません。</p>

VII-7 指摘による修正の記載	
Q	収支報告書又は会計帳簿等の関係書類に記載不備があったものの、政治資金監査の過程で登録政治資金監査人の指摘等により修正されたときは、記載不備があったものの修正された旨を政治資金監査報告書に記載する必要はあるのか。
A	収支報告書又は会計帳簿等の関係書類に記載不備があったとしても、政治資金監査の過程で国会議員関係政治団体側の判断において修正されれば、当初から記載不備がなかったものとして取り扱って差し支えありません。したがって、記載不備があったものの修正された旨を政治資金監査報告書に記載する必要はありません。

VII-8 意見の記述	
Q	政治資金監査報告書には登録政治資金監査人としての意見を記述してもよいのか。
A	政治資金監査は外形的・定型的な監査であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。したがって、政治資金監査報告書には政治資金監査において確認した事実を記載することが基本です。登録政治資金監査人において特に記載する必要があると判断した事項がある場合には政治資金適正化委員会に照会してください。

VII-9 記載例以外の事項の記載

Q	政治資金監査報告書の作成に当たって、記載例以外の事項を記載することはできるのか。
A	<p>政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載するものです。</p> <p>記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会の上、政治資金監査の結果に該当すると委員会で判断された事項については、記載することとして差し支えありません。</p>

VII-10 収支報告書の写しの添付

Q	政治資金監査報告書を作成するに当たっては、政治資金監査において確認した収支報告書の内容が明らかとなるように、その写しとともに冊子として綴じる等の措置を講じても差し支えないか。
A	<p>政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人が、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとしても差し支えありません。</p> <p>なお、当該収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして、閲覧又は写しの交付の対象となることとなります。</p>

VII-11 政治資金監査報告書のオンライン提出

Q	電子署名を付与することができないなどの理由により、オンラインにより政治資金監査報告書を交付することができない場合、どのように対応したらよいか。
A	<p>総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」において、以下のとおり示されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q 4 登録政治資金監査人から交付された政治資金監査報告書について、会計責任者はどのように提出すればよいですか。</p> <p>A 4 登録政治資金監査人から電子署名を付与した政治資金監査報告書が交付された場合には、会計責任者はオンラインにより政治資金監査報告書を提出する必要があります。</p> <p>登録政治資金監査人は、できる限り電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付することが望ましいですが、登録政治資金監査人が電子署名を付与することができないなどの理由により、政治資金監査報告書が書面により交付された場合には、会計責任者はその書面を郵送等により提出することになります。</p> </div>

VII-12 政治資金監査報告書の内容変更

Q	領収書等亡失等一覧表に記載していた支出に係る領収書が再発行された等、収支報告書を提出した後の事情変更によって当該収支報告書自体には変更はないものの支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査報告書の内容を変更するにはどうしたらよいか。
A	<p>お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常の政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当です。</p> <p>また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります。</p>

Ⅶ－13 令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係
政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

Q 令和6年能登半島地震による災害により、政治団体が会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は振込明細書のうち、その一部を滅失し、収支報告書には会計責任者が事実を確認できる支出のみが記載され、収支報告書に記載されていない支出がある場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。

A 「令和6年能登半島地震による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できるものについてのみ記載することとする。この場合において、いわゆる罹災証明書の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。」という通知が政治資金課から出されたところです。

国会議員関係政治団体の支出のうち、令和6年能登半島地震による災害により会計責任者においてその事実を確認することができず、収支報告書に記載されていない支出がある場合には、政治資金監査報告書において、「Ⅶ. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例(3)」の別記に記載することが適当です。

なお、別記の記載例は下記のとおりです。

(別記)

会計責任者が、収支報告書に記載されていないとしている支出。

VIII. その他の留意事項

VIII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等	
Q	政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するために有益なツールや参考資料として、どのようなものがあるか。
A	<p>政治資金監査は政治資金監査マニュアルに基づいて行うことが法律上求められており、まずはその内容を十分に把握することが重要です。その上で、「政治資金監査チェックリスト」を活用して監査事項を確認すること、また、「政治資金監査報告書チェックリスト」を活用して政治資金監査報告書を作成することにより、政治資金監査に係る一連の業務を遺漏なく実施できますので、両チェックリストをご活用ください。</p> <p>なお、政治資金適正化委員会ホームページに、政治資金監査報告書の様式が掲載されていますので、こちらもご活用ください。</p> <p>また、参加費無料で行われるフォローアップ研修において、政治資金監査の実務における留意点等を説明していますので、積極的にご参加ください（開催情報は政治資金適正化委員会ホームページに掲載しています。）。</p>
VIII-2 個別の指導・助言の取組の趣旨について	
Q	政治資金適正化委員会が登録政治資金監査人に対して実施する個別の指導・助言の対象となった場合、政治資金監査を行うことができなくなるのか。
A	<p>個別の指導・助言の取組は、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことにより、政治資金監査の更なる質の向上を図ること等を目的としています。</p> <p>このため、個別の指導・助言の対象となったことをもって、政治資金監査を行うことができなくなるわけではありません。</p> <p>ただし、登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められていますので、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」も活用し、引き続き適確な政治資金監査の実施をお願いします。</p>